

## 大田市こども総合センター 愛称募集要項

### 1. 募集趣旨

大田市では、こどもたちとご家族が安心して集い、交流できる「大田市こども総合センター」の整備を進めています。

このたび、市民の皆さまに親しまれ、末永く愛される施設となるよう、施設の愛称を募集します。

### 2. 募集内容

「大田市こども総合センター」にふさわしい愛称

- ・親しみやすく、覚えやすいもの
- ・大田市やこどもの成長・未来などをイメージできるもの
- ・施設の理念・目的に沿ったもの

### 3. 募集方法

インターネット（アンケートフォーム）等で1次募集及び2次募集を実施します。

**1次募集** 自由に愛称を応募いただきます。応募の際は、愛称の命名理由もご記入いただきます。

募集期間：令和8年7月13日～8月16日

**2次募集** 1次選考を通過した愛称候補に投票していただきます。

投票期間：令和8年9月1日～10月4日

※1次募集及び2次募集の URL 等については、市公式ホームページ等で案内します。

### 4. 応募資格

**1次募集** 島根県大田市にお住まいの方。（1人1点まで応募可能）

**2次募集** どなたでも投票いただけます。（1人1回まで）

### 5. 選考方法

#### 1次選考

応募された愛称のうち、公序良俗に反するもの、法律に違反するもの、商標権・著作権その他第三者の権利を侵害する恐れのあるもの等を除き、大田市こども未来部において施設の愛称及びその愛称の命名理由として適当と認められるものを最大5点選定し、愛称候補とします。

#### 2次選考

最多得票を得た愛称を「大田市こども総合センター」の正式な愛称として決定します。

### 6. 愛称の決定・発表

決定した愛称は、市公式ホームページ等で発表します。

また、採用された愛称の提案者（同名多数の場合には愛称の命名理由により選定）には、大田市に関連するグッズを贈呈します。

## 7. 応募に関する注意事項

- (1) 応募作品は、応募者本人が創作した未発表のものに限ります。
- (2) 応募作品が第三者の権利を侵害するものであることが判明した場合は、採用決定後であっても採用を取り消すことがあります。
- (3) 同一の愛称が複数応募された場合は、命名理由等を参考に市が受賞者を決定します。
- (4) 採用された愛称については、市が必要に応じて表記やデザイン等に補正・修正を加える場合があります。
- (5) 採用された愛称に関する著作権、商標権その他一切の権利は、大田市に無償で帰属するものとしてします。
- (6) 応募に係る費用は応募者の負担とします。
- (7) 応募時に取得した個人情報、本事業の運営に必要な範囲でのみ使用し、法令等に基づき適切に管理します。
- (8) 18歳未満の方は、保護者にご確認いただいたうえで応募ください。

## 8. 問い合わせ先

〒694-0064

島根県大田市大田町大田口1111番地

大田市こども未来部こども政策課 または こども家庭支援課

電話：0854-83-8148 または 0854-83-8152

メール：[o-kodomohoiku@city.oda.lg.jp](mailto:o-kodomohoiku@city.oda.lg.jp) または [o-kodomokatei@city.oda.lg.jp](mailto:o-kodomokatei@city.oda.lg.jp)